

業務委託契約違反・不競法違反損害賠償請求事件：東京地裁平成 26(ワ)17832・平成 27 年 9 月 30 日（民 40 部）判決〈請求認容〉

【キーワード】

業務委託契約，デザイン図と商品の形態（不競法 2 条 1 項 3 号），商品形態の模倣（不競法 2 条 4 項・5 項），意匠（意匠法 2 条 1 項）

【主 文】

- 1 被告は，原告に対し，24 万 3 9 8 7 円及びうち 2 4 万 1 9 3 5 円に対する平成 2 6 年 8 月 1 日から，うち 2 0 5 2 円に対する平成 2 6 年 8 月 1 3 日から，各支払済みまで年 6 分の割合による金員を払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は，これを 1 0 分し，その 1 を被告の，その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は，第 1 項に限り仮に執行することができる。

【事案の概要】

1 事案の要旨

本件は，原告が，被告に対し，原告と被告との間で，平成 2 6 年 1 月 1 5 日付け業務委託契約（以下「本件契約」という。甲 1）を締結したところ，（1）同年 5 月 2 1 日から同年 6 月 4 日までの 1 5 日間分の未払の業務委託料 2 4 万 1 9 3 5 円，原告が立替払している 5 月分送料 2 0 5 2 円（本件契約 2 条 3 項，3 条ただし書により合意，甲 6 の 2）及び債務不履行に基づく損害賠償金 2 7 5 万 8 0 6 5 円の合計 3 0 0 万 2 0 5 2 円，並びに，未払業務委託料 2 4 万 1 9 3 5 円については支払期限の翌日である平成 2 6 年 5 月 2 1 日から，立替送料 2 0 5 2 円及び損害賠償金 2 7 5 万 8 0 6 5 円の合計 2 7 6 万 0 1 1 7 円については訴状送達の日翌日である平成 2 6 年 8 月 1 3 日から，各支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払（請求の趣旨第 1 項），（2）原告と被告との間で，原告が本件契約 6 条 1 項に基づく販売権を有することの確認（請求の趣旨第 2 項），（3）被告が販売する別紙衣料品目録（別紙デザイン図を含む）記載の各デザインを化体した衣料品は，原告のデザインを模倣したものであるとして不正競争防止法（以下「不競法」という。）2 条 1 項 3 号，3 条 1 項に基づき，当該衣料品の販売の差止め（請求の趣旨第 3 項）を，それぞれ求める事案である。

2 前提事実（証拠等を掲げたもののほかは，当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者

原告（株式会社カトルカール）は，服飾品のデザインの企画・立案，ニット製品販売等を業とする株式会社である。

被告（株式会社エプタモーダ）は，婦人服・子供服・婦人洋品雑貨・婦人

靴・子供靴・服飾雑貨の製造・販売・輸出入等を業とする株式会社である。

(2) 原告と被告との間の本件契約の締結

原告と被告は、平成26年1月15日、契約期間を同月21日から同年11月20日まで、委託料月額50万円（消費税別）で、業務委託契約（本件契約。甲1）を締結した。本件契約2条1項には、「甲（判決注；被告）は乙（判決注；原告）に対し、第1条の業務委託料として、月額金50万円に消費税を加算して、翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振込み支払う。」と記載されている。

(3) 被告による業務委託料の支払状況

平成26年1月ないし4月の4回（各1月20日、2月19日、3月13日、4月21日）にわたり、被告から業務委託料の支払がされた（甲7）。

(4) 被告による本件契約解除の通知

被告は、原告に対し、平成26年5月21日付け内容証明郵便において、本件契約の解除の通知を送付し、同月22日に郵便局員が原告代表者方に配達に赴いたものの、不在であり、保管期間満了により被告に返送された（乙1）。

被告は、同年6月2日にも契約解除の書面を原告に対して発し、これは同月4日に到達した。

(5) 送料の支払義務

未払の送料（実費であり原告が立替払している平成26年5月分送料2052円。送料については本件契約2条3項、3条ただし書による支払合意。甲6の2）の支払義務があることにつき当事者間に争いが無い。

3 争点

(1) 原告による損害賠償及び業務委託料の請求の成否（請求の趣旨第1項のうち、立替払送料の支払を求める以外の部分）

ア 損害賠償請求権の存否

(ア) 本件契約の解除について被告主張の債務不履行に基づく解除原因が存するか

(イ) 本件契約解除が民法651条1項所定の委任契約の解除であるとして、これが不利な時期に行われていることにより同条2項本文に基づく賠償義務が認められるか

(ウ) 仮に不利な時期の解除に当たるとしてもやむを得ない事由（民法651条2項ただし書）があるか

(エ) 原告の損害額

イ 未払業務委託料（平成26年5月21日ないし同年6月4日までの24万1935円）の存否

(2) 原告が本件契約に基づく販売権を有するか（請求の趣旨第2項）

(3) 不競法2条1項3号の形態模倣の成否（請求の趣旨第3項）

【判 断】

1 証拠（甲1～27、乙1～14の2、証人B〔以下「B」という。〕、原告代表者、被告代表者）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、この認定を左右するに足る証拠はない。

(1) 平成25年11月、被告代表者は、被告の展示会を訪れたニット製品工場等を営む株式会社セイノコーポレーションの代表者A（以下「A」という。）から、デザイナーとして原告代表者を紹介されて、原告代表者と被告代表者は知り合った。原告代表者は、同年12月4日に被告を訪れ、被告代表者、及び被告と仕事上の関係のある株式会社ピエナ・カーサの代表取締役であるBに対し、原告代表者のデザインする衣料品についてのプレゼンテーションを行った。その際、原告代表者は、同年10月に原告が開催した展示会での受注金額が1300万円である旨を答えた。

(2) 同年12月13日、原告と被告との間で業務委託契約を締結した場合の月額報酬について、被告代表者は月額20ないし30万円が限界であるとの話をしたが、原告代表者は50万円を要求した。

(3) 同月24日、原告代表者は、Bと恵比寿のホテルの喫茶店で会い、その際、Bから原告代表者の主張する内容では被告との契約が難しい旨を告げられたがその場に被告代表者が同席していなかったことから、被告代表者との直接の交渉を要求した。そこで、同日夕方、被告での話し合いがもたれたが、業務委託料について原告代表者が月額50万円を要求したため結局交渉は成立しなかった。

(4) 同月28日にも、被告において話し合いがもたれたが、被告代表者から、同人が求めた前年10月の展示会での売上に関する資料が不足している旨、また、原告において商標登録申請を行う必要がある旨の要求があったことから、原告代表者はこれに応じた。

(5) 平成26年1月10日、被告において話し合いがもたれ、Bが作成した本件契約の内容につき確認が行われた。その際にも、被告代表者は、原告代表者に対し、商標登録申請を同月末までに行うことを求め、両者の間で確認された。

(6) 同月15日付けで、原告と被告との間において、本件契約の締結がされた。その際、原告代表者から業務委託料を前払でもらえないかとの話があり、被告代表者は、その時限りとして初回の業務委託料の前払に応じ、同月20日に業務委託料の支払がされた。

(7) 同月22日ないし同月28日、原告代表者は、被告による経費の負担のもと、パリに調査に赴いた。

(8) 同年2月6日に、原告代表者と被告代表者とは、同年3月に予定された展示会のための打合せをしたが、その際にも、被告代表者は、商標登録について確認したところ、原告代表者は、登録申請をしている旨回答した。〔乙11、9頁〕

また、同日、被告代表者は、原告代表者からの前払の依頼を受け、その後、

同月19日に、業務委託料の支払をした。〔乙11, 10頁〕

(9) 同月26日、原告代表者と被告代表者とは、展示会で展示するサンプル商品の製造を依頼する工場を決めるための打合せをしたが、その際にも、被告代表者は、商標登録について確認したところ、原告代表者は、登録申請をしている旨回答し、今度持ってくる旨も答えた。〔乙11, 10頁〕

(10) 同年3月11日にも、被告代表者は、原告代表者からの前払の依頼を受け、同月13日にその支払をした。

(11) 同月25日ないし29日に、原告の展示会が行われ、被告はその費用を負担した。被告代表者は、展示会に来た小金毛織株式会社の代表者から、原告の負債は同社に約500万円あるところ、同代表者は、原告から小金毛織株式会社の債務が返済されない理由につき、原告代表者は、被告からの業務委託料の支払がないため返済できないと説明している旨を被告代表者に話した。

(12) 同年4月16日、原告代表者が被告を訪れた際、展示会に出品したサンプルの修正を行い、商品につける下げ札や洗濯ネームの工場への内容指示を行わなければならない状況であったため、被告代表者はその旨を原告代表者に指示をした。また、商標登録申請の書類を持参するといいながらしなので、本当に申請をしているかを質すと、原告代表者は同申請をしている旨を回答した。

(13) 同年5月8日、被告代表者は、原告代表者から連絡がなく、サンプルの修正以外予定した作業が行われていないことから、原告代表者に電話を架け、留守番電話に折り返し連絡してほしい旨を録音した。

(14) 同月20日、被告から、原告に対し、佐川急便の配送料1万2775円が振り込まれた。〔甲7〕

同日午前11時29分、原告代表者は被告代表者に電話をした。その電話において、原告代表者は、被告代表者に対し、業務委託料の前払を要請したが、被告代表者は、予定ではかなり以前に終わっていないボタンや下げ札、洗濯ネームの発注等の作業が終了していないのに、業務委託料の前払のみに応じることはできないとして、これを断った。これに対して、原告代表者は、業務委託料が支払われないのであれば、仕事をしない旨を被告代表者に伝えた。

(15) これを受け、被告代表者は、原告代表者に宛て、同月21日付けで、本件契約を解除する旨の通知を郵送した。同通知は同月22日に配達を試みられたが不在とされ、保管期限が同月29日とされた後、保管期間満了後にも再度原告代表者に配達されたが、不在のため同月31日に返送された。〔乙1〕

上記通知には、「・・・貴社は、当初から貴社の経営状況につき虚偽の申出をなし、当社の取引先に対して当社の信用を害する説明をするなど、当社との信頼関係を著しく損なう行為を行ってきました。また貴社は、契約書第2条1項により翌月末日支払と定められている業務委託料につき、前払いを要求し、支払いがなければ業務をしないと通告するに至りました。貴社のこれら行為

は、契約違反に該当するものと言わざるを得ません。よって、当社は貴社に対し、本書面により、貴社との業務委託契約を解除いたします。」と記載されている。〔甲2〕

(16) 原告代表者は、上記解除通知の保管期間中の同月27日、代理人弁護士を通じ、商標登録申請を行った。〔甲10, 11の1〕

(17) 被告代表者は、同年6月2日付けで、再度解除通知をし、これは同月4日に原告代表者に到達した。〔当事者間に争いが無い〕

(18) 同月13日、原告は、原告代理人弁護士を通じ、本件契約においては毎月21日から翌月20日分の業務委託料を当月21日までに前払する旨の合意があるところ、本件契約の解除は無効であり平成26年5月21日が支払期限の業務委託料54万円の支払がされていないので至急入金すること、同年6月21日支払分についても間もなく支払期限となり、本件契約締結の際に併せて約束されたインセンティブ報酬についても早急に支払ってもらう必要があること、等を記載した内容証明郵便を被告に送付し、同郵便は同月16日に到達した。〔甲3の1, 2〕

(19) 原告は、同年7月11日、本件訴えを提起した。

2 争点(1)ア(7) (本件契約の解除について被告主張の債務不履行に基づく解除原因が存するか) について

(1) 本件契約8条(契約の解除)には、「甲(判決注;被告)または乙(判決注;原告)は、相手方が次の各号の一つに該当したときは、何らの通知催告を要せ(判決注;ママ)、直ちに本契約を解除することができるものとする。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。1 契約違反したとき 2 手形不渡りにする等支払停止の状態に陥ったとき 3 民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立てを受けたとき 4 他各号に類する不信用な事実があるとき。」と定められているところ、前記1で認定した事実によれば、本件契約6条3項により、原告において平成26年1月までに速やかに行うものと定められた商標登録申請も同年5月27日に至るまで行っておらず、同条項に定められた債務(商標登録申請)の未履行があると認められるから、これは本件契約8条の1号に該当する。また、同月20日における原告代表者と被告代表者との電話におけるやりとりにおいて、原告代表者が業務委託料の前払要求(なお、原告主張の業務委託料前払の合意が存しないことについては、下記3(1)のとおりである。)をしたところ、これを拒絶されたことにより、業務委託料の前払を受けなければもはや業務を行わない旨を伝えたことは、上記1認定のとおり、それまでに業務委託契約に沿った原告債務の履行が著しく遅滞した状況にあったことからすると、本件契約8条1号にいう契約違反ないし同条4号の不信用な事実にあたるというべきである。

したがって、これら原告の債務不履行を原因として、平成26年6月4日到達の解除通知による本件契約の解除は有効であるものと認めるのが相当である。

(2) この点に関して原告は、商標登録申請については、原告の都合のよい時に行えばよい旨の合意があった等として、債務不履行の事実は存しないと主張する。

しかし、前記1で認定した事実によれば、商標登録申請については平成26年1月までに速やかに行うことが本件契約6条3項に明記されており、これと異なる合意をしたとの事実を認めるに足りる証拠はない。そして、上記(1)のとおり、原告の債務不履行の事実が認められるものである。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

3 争点(1)イ(未払業務委託料〔平成26年5月21日ないし同年6月4日までの24万1935円〕の存否)について

(1) 本件契約の解除通知は、平成26年6月4日に原告に到達した。これにより本件契約の解除がされたものと認められるから、解除の効力発生以前の業務委託料については被告に本件契約に基づく業務委託料の支払義務があることとなる。

そして、上記1で認定した事実によれば、本件契約に基づく業務委託料について、原告の求めに応じて被告が好意として支払期日以前に支払をしたことがあるものの、本件全証拠を精査しても、原告の主張する業務委託料前払の特約の存在については、これを認めるに足りる証拠はない。

なお、本件契約は、各月21日から翌月20日までを1月として定められているものと解されるところ、本件契約は平成26年6月4日に解除されていることから、本件契約2条1項に翌月末日と定められた業務委託料の支払期限は、同年7月31日であると認められる。そうすると、平成26年5月21日ないし同年6月4日までの未払の業務委託料24万1935円についての遅延損害金の始期は、平成26年8月1日となる。

(2) この点に関して被告は、本件契約は平成26年5月20日に原告代表者の履行放棄ないし口頭での解除通知により、あるいは同月22日に原告に本件契約解除の通知が到達したことにより同月20日ないし22日に解除されたものと主張する。

しかし、前記1で認定したとおり、本件契約の解除通知が原告に到達したのは同年6月4日であるから、同日付け解除としては有効であるが、それ以前に解除の効力が発生したと認めるべき事実は存しない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(3) なお、本件契約は原告の債務不履行を原因として解除されたものであるから、受任者における不利な時期の委任契約の解除(民法651条2項)には当たらず、これに基づく原告の損害賠償請求は理由がない。

4 争点(2)(原告が本件契約に基づく販売権を有するか〔請求の趣旨第2項〕)について

本件契約は平成26年6月4日債務不履行解除により終了しているところ、本件契約6条1項に基づき定められた販売権について、本件契約の規定の内容

及びその他の証拠を精査しても、本件口頭弁論終結時において、同販売権が原告に帰属すべきとするいかなる根拠も存しないというほかない。

したがって、原告の上記確認請求は理由がない。

5 争点(3) (不競法2条1項3号の形態模倣の成否〔請求の趣旨第3項〕) について

(1) 不競法2条1項3号は、「他人の商品の形態（・・・）を模倣した商品を譲渡」等する行為を不正競争として規定するところ、同条4項に「この法律において『商品の形態』とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。」と、同条5項に「この法律において『模倣する』とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。」とそれぞれ定めているところからすると、同条1項3号にいう「商品の形態」とは、これに依拠して実質的に同一の形態の商品である「模倣した商品」を作り出すことが可能となるような、商品それ自体についての具体的な形状をいうものと解される。

これを本件についてみると、原告が「商品の形態」に該当すると主張するのは別紙衣料品目録の別紙デザイン図に示される本件デザイン画であり、これを「模倣した商品」であるとして、原告がその販売等の差止めを求めるものは被告が販売するパーカ、ジャケット等の衣料品である（甲20、21の1、2）ところ、本件デザイン画は、衣料品の観念的・概略的なデザインにすぎず、いずれもその品目に示された衣料品等の具体的な形状を示すものではないから、被告の販売する衣料品等は、不競法2条1項3号にいう「他人の商品の形態・・・を模倣した商品」には当たらないというべきである。

したがって、不競法2条1項3号についての原告の主張は理由がない。

(2) ア この点に関して原告は、不競法2条1項3号の不正競争は、実際に商品の販売が開始される以前にも成立するものと解されているから、本件においても不競法2条1項3号に基づく保護が認められるべきであると主張する。

なるほど不競法2条1項3号の商品形態の保護が、実際に商品の販売が開始される前には一切及ばない趣旨とまでは解されないものとしても、そこでいう商品の形態は、前記のとおり具体的なものであることが前提であるものと解される。原告の本件デザイン画は、前記(1)で検討したとおり、その前提を満たすものとはいえない。原告の主張は前提を欠き、採用することができない。

イ 原告は、本件デザイン画は、具体的であり、これに従って衣料品を製造することが可能なものである旨も主張する。

しかし、原告の本件デザイン画は別紙衣料品目録の別紙デザイン図のとおりであるところ、これによれば、本件デザイン画は、およそこれに従って衣料品が製造できるというほどに具体化されたものとはいえないというべきで

ある。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

6 結論

前記第2, 2(5)のとおり、被告に送料2052円の支払義務があることについては当事者間に争いがなく、これについての遅延損害金の始期は、原告の求める訴状送達の日翌日である平成26年8月13日となる。そうすると、被告が原告に対し支払義務がある金員の合計は24万3987円となり、うち未払業務委託料24万1935円については平成26年8月1日から、うち送料2052円については平成26年8月13日から、各支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金を、原告に対して被告は支払うべきこととなる。

以上のとおり、原告の請求は主文掲記の限度で理由があり、その範囲で認容すべきであるが、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件は、まず原告による被告に対する業務委託契約による債務不履行により損害賠償及び業務委託料の請求の成否が争点(1)で問題となったが、これについては、被告が原告に対して発した本件契約の解除の効力発生以前の業務委託料について、被告に本件契約に基づく支払い義務があることを裁判所は認め、主文第1項のとおり金額の支払いを命じたのである。

2. 問題は、争点(3)の不競法2条1項3号が規定する「商品の形態」に、原告の「デザイン図」に示した形態が属するか否かであった。

裁判所は、不競法3条4項と5項が規定する「商品の形態」と「模倣する」の各定義を引用し、「商品それ自体についての具体的形状をいうものと解される」と説示し、本件の原告が保護を求めているのは「デザイン画」であるから、これは「衣料品の観念的・概略的なデザインにすぎず、いずれもその品目に示された衣料品等の具体的な形状を示すものではない」から、被告の販売する衣料品等は、「不競法2条1項3号にいう『他人の商品の形態・・・を模倣した商品』には当たらないというべきである。」と判示したのである。

この判示は、わが国裁判所における最初の裁判例といえるものであり、きわめて妥当である。

3. この解釈から言えば、意匠登録出願用の図面自体は、やはり「商品の形態」自体とはいえないから、意匠の創作者ないし出願人が出願用の図面をオープンにし、それを第三者が見て製品化したとしても、不競法3条1項3号についての適用は不可ということになるから、注意すべきである。

加えて、喚起してもらいたいことは、不競法は商標法に近接していることは、

「商品の形態」とあって「物品の形態」でないことから明らかであり、後者は「意匠」の定義に連がるのである（意匠法2条1項参照）。

[牛木 理一]

(別紙) 「業務委託契約書」省略

(別紙)

衣 料 品 目 録

1	品目	ウィークエンド ティー		
	型番	80-88103		
	税別単価	1万4000円		
	色及び数量	チョコレートショー		5点
		ミッドナイトブルー		6点
2	品目	ウィークエンド ピーオー		
	型番	80-88104		
	税別単価	1万8000円		
	色及び数量	チョコレートショー		6点
		ミッドナイトブルー		5点
3	品目	サーキュラー ピーオー		
	型番	80-88105		
	税別単価	1万8000円		
	色及び数量	チョコレートショー		8点
		ミッドナイトブルー		4点
4	品目	パーカ ピーオー		
	型番	80-88806		
	税別単価	2万1000円		
	色, サイズ及び数量	チョコレートショー	サイズ2	5点
		同	サイズ3	1点
		ミッドナイトブルー	サイズ2	5点
		同	サイズ3	1点

5	品目	ウエークエンド パンツ	
	型番	80-58907	
	税別単価	1万9000円	
	色及び数量	チョコレートショー	7点
		ミッドナイトブルー	7点
6	品目	クレイジー スエット	
	型番	80-88908	
	税別単価	1万8000円	
	色及び数量	チョコレートショー	6点
		ミッドナイトブルー	7点
7	品目	ローブ シュミズイエ	
	型番	80-68919	
	税別単価	3万6000円	
	色及び数量	パワーヴルノワール (ブラックペッパー)	5点
8	品目	パンタロン	
	型番	80-58920	
	税別単価	2万1000円	
	色及び数量	パワーヴルノワール	7点
9	品目	プル オーバー	
	型番	80-88921	
	税別単価	2万3000円	
	色及び数量	パワーヴルノワール	6点
10	品目	パーカ リバーシブル	
	型番	80-18930	
	税別単価	2万8000円	
	色及び数量	バニラ	16点
		オリーブ	10点

11	品目	パッチ エスエス リバーシブル	
	型番	80-88931	
	税別単価	2万3000円	
	色及び数量	バニラ	11点
		オリーブ	8点
12	品目	サブリーナ リバーシブル	
	型番	80-58932	
	税別単価	2万4000円	
	色及び数量	バニラ	5点
		オリーブ	5点
13	品目	ウィークエンド シーディー	
	型番	80-38001	
	税別単価	2万8000円	
	色及び数量	ノワゼット (ヘーゼルナッツ)	2点
		デニム	1点
		チョコレートノワール	1点
14	品目	ウィークエンド エスエス	
	型番	80-28002	
	税別単価	2万5000円	
	色及び数量	ノワゼット	6点
		デニム	3点
		チョコレートノワール	1点
15	品目	ビー ギャザー シーディー	
	型番	80-38109	
	税別単価	3万6000円	
	色及び数量	ミッドナイトブルー×バニラ	2点
		ヴァート×カカオ	2点
16	品目	ウィークエンド セーター	
	型番	80-28110	

	税別単価	2万5000円		
	色及び数量	カカオ	2点	
		ヴァート	1点	
		ミッドナイトブルー	4点	
17	品目	ショール		
	型番	80-08711		
	税別単価	1万5000円		
	色及び数量	バニラ×ミッドナイトブルー	5点	
		カカオ×ヴァート	5点	
18	品目	ボンボン クレイジー シーディー		
	型番	80-38012		
	税別単価	3万4000円		
	色, サイズ及び数量	キューキューブルー	サイズ2	5点
		グリオット (チェリー)	サイズ2	5点
		同	サイズ3	1点
		チョコレートノワール	サイズ2	8点
19	品目	ボンボン セーター		
	型番	80-28013		
	税別単価	2万5000円		
	色, サイズ及び数量	キューキューブルー	サイズ2	4点
		グリオット	サイズ2	4点
		同	サイズ3	1点
		チョコレートノワール	サイズ2	4点
		同	サイズ3	2点
20	品目	エーライン ピーオー		
	型番	80-28114		
	税別単価	3万2000円		
	色及び数量	バニラ×キューキューブルー		2点
		チョコレートノワール×オレンジェット		1点

21	品目	ビーエス プル オーバー		
	型番	80-28025		
	税別単価	2万7000円		
	色, サイズ及び数量	バニラ×デニム	サイズ2	4点
		同	サイズ3	1点
		シネ(紺)×バニラ	サイズ2	3点
		同	サイズ3	1点
22	品目	パーカ ピーオー		
	型番	80-28026		
	税別単価	3万2000円		
	色, サイズ及び数量	バニラ	サイズ2	2点
		同	サイズ3	1点
		シネ	サイズ2	6点
		ルージュ	サイズ2	3点
		デニム	サイズ2	5点
		同	サイズ3	1点
23	品目	オペラ ジャケット		
	型番	80-18116		
	税別単価	4万5000円		
	色及び数量	グリス(グレー) セサミ		3点
		ミニユイグリス		2点
24	品目	パンタロン		
	型番	80-58117		
	税別単価	3万6000円		
	色及び数量	グリスセサミ		1点
		ミニユイグリス		1点
25	品目	オペラ ロープ		
	型番	80-68118		
	税別単価	4万8000円		
	色及び数量	グリスセサミ		7点

		ミニユイギリス		6点
26	品目	マリン ジーケー		
	型番	80-18137		
	税別単価	3万9000円		
	色及び数量	バニラ		5点
		パワーヴルノワール		3点
		ミッドナイトブルー		3点
27	品目	パッチ セーター		
	型番	80-28035		
	税別単価	3万2000円		
	色, サイズ及び数量	バニラ	サイズ2	10点
		パワーヴルノワール	サイズ2	10点
		同	サイズ3	1点
		ミッドナイトブルー	サイズ2	5点
28	品目	リラックスパンツ		
	型番	80-58136		
	税別単価	2万7000円		
	色及び数量	バニラ×ミッドナイトブルー		1点
		パワーヴルノワール×ミッドナイトブルー		4点
		パワーヴルノワール		4点
		ミッドナイトブルー		3点
29	品目	カシュネ		
	型番	80-08740		
	税別単価	1万8000円		
	色及び数量	バニラ		6点
		パワーヴルノワール		7点
		ミッドナイトブルー		4点
30	品目	ダッフルコート		
	型番	80-98038		

	税別単価	7万6000円		
	色, サイズ及び数量	クリーム	サイズ2	4点
		同	サイズ3	1点
		オレンジット	サイズ2	1点
		同	サイズ3	1点
		フォレ (森) ノワール	サイズ2	3点
31	品目	スモーキングコート		
	型番	80-98139		
	税別単価	6万3000円		
	色及び数量	クリーム		4点
		オレンジット		3点
		フォレノワール		6点
32	品目	ラウンジガウン		
	型番	80-98128		
	税別単価	5万8000円		
	色及び数量	カカオ		9点
		チョコレート		5点
33	品目	ティーエヌ セーター		
	型番	80-28029		
	税別単価	3万5000円		
	色, サイズ及び数量	カカオ	サイズ2	5点
		同	サイズ3	2点
		チョコレート	サイズ2	3点
34	品目	ダッフルコート		
	型番	80-98122		
	税別単価	5万6000円		
	色及び数量	バニラ		5点
		セサミノワール		2点
		フィルムノワール		3点

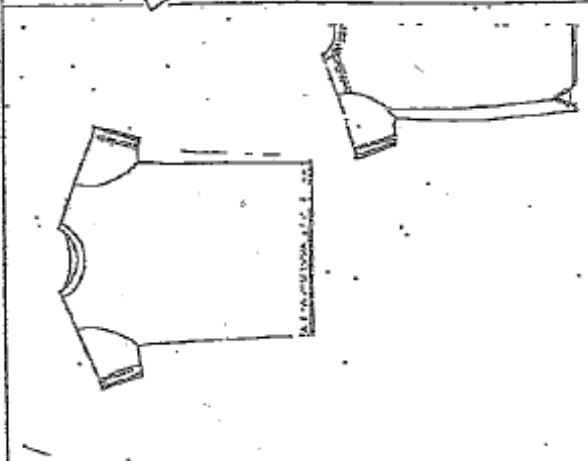
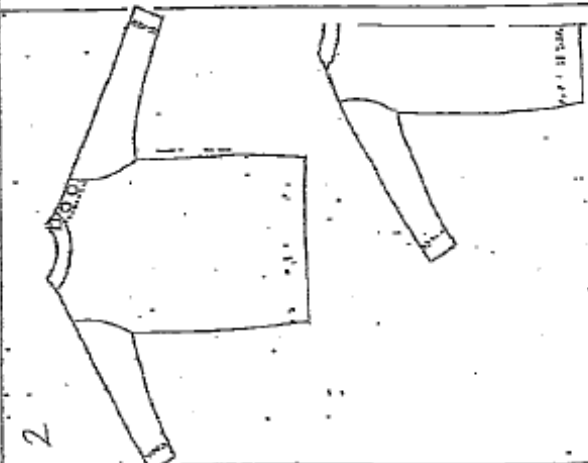
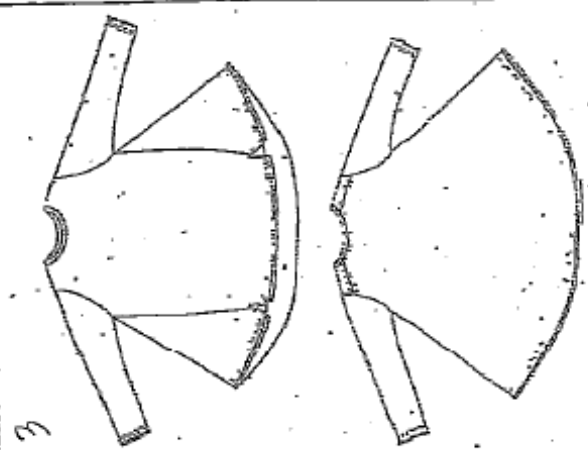
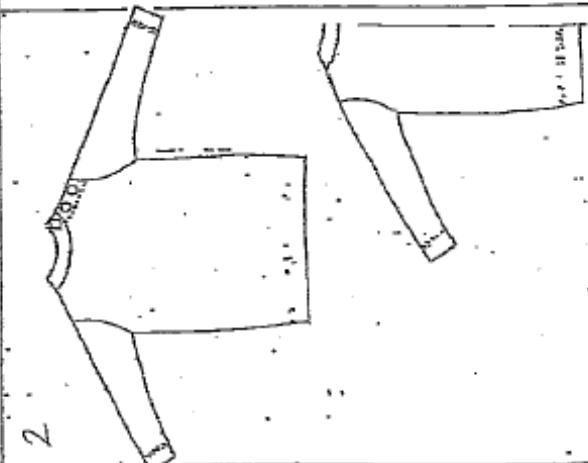
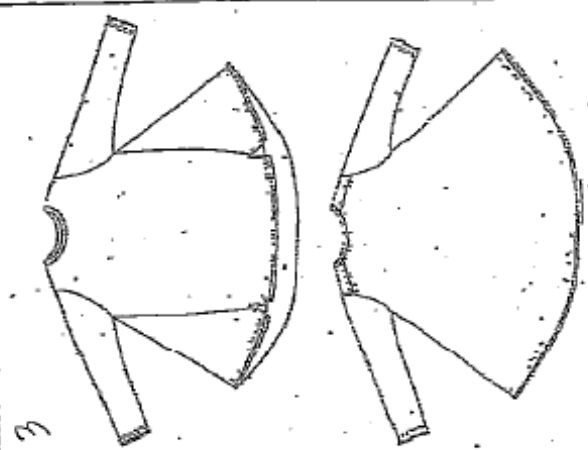
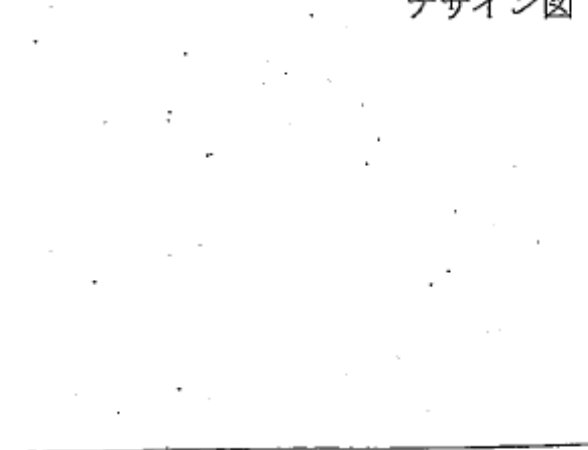
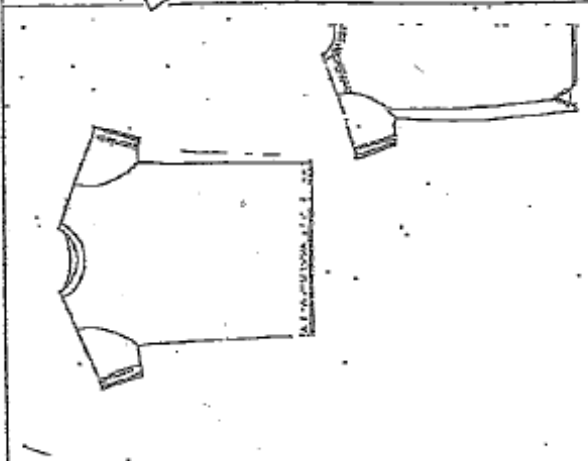
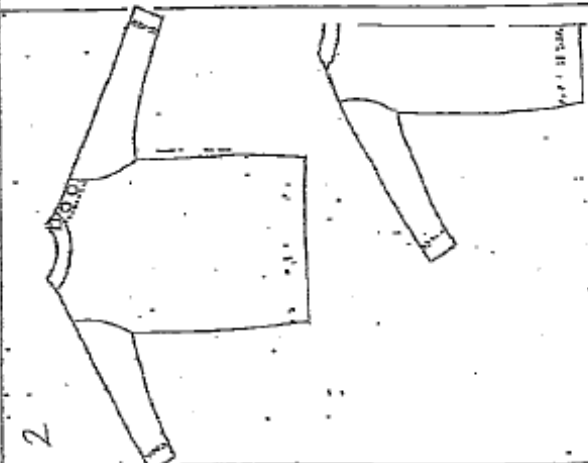
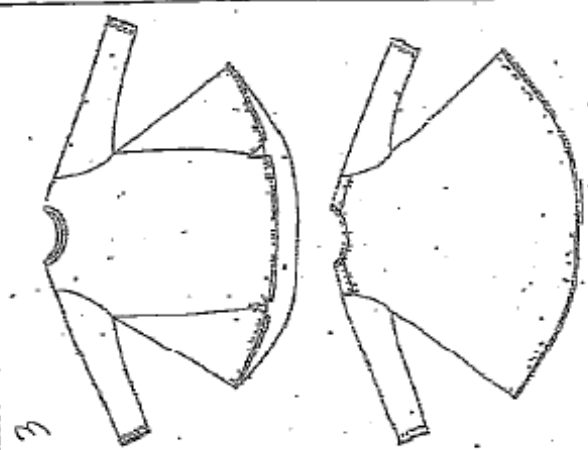
35	品目	スモーキング ジャケット	
	型番	80-18123	
	税別単価	4万8000円	
	色及び数量	セサミノワール	1点
		フィルムノワール	1点
36	品目	アラン ブルゾン	
	型番	80-18134	
	税別単価	4万8000円	
	色及び数量	バニラ	3点
		パワーヴルノワール	1点
37	品目	アラン セーター	
	型番	80-28133	
	税別単価	3万6000円	
	色及び数量	バニラ	10点
		パワーヴルノワール	5点

別紙デザイン図は2枚以下略

Quatre-quarts 2014 collection pour Automne-Hiver
Chocolat Chaud

デザイン図

別紙図面

1			
2			
3			
型番	BO-88103	BO-88104	BO-88105
単価	14000+税	18000+税	18000+税
品目	ウィークエンドタイ-	ウィークエンドピ-	サ-キュラーピ-
素材	コットン-80%ヤリ-20% (別布部分:コットン-100%)	コットン-80%ヤリ-20% (別布部分:コットン-100%)	コットン-80%ヤリ-20% (別布部分:コットン-100%)
サイズ	1	1	1
色	5 チョコレートショ-	6 チョコレートショ-	8 チョコレートショ-
	6 ミッドナイトブル-	5 ミッドナイトブル-	4 ミッドナイトブル-